

千葉県若葉区選挙管理委員会告示第1号

衆議院議員選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和8年1月14日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 秋 元 稔

登録の移替えを延期する期間

令和8年1月14日から衆議院議員選挙期日まで